

発地域第207号
平成28年11月28日

自治会長 各位

北栄町長 松本 昭夫
(公印省略)

除雪作業の協力体制について (お願い)

毎年除雪作業につきましては、格別のご協力を頂き誠にありがとうございます。

本年度も除雪の時期が近づきましたが、除雪作業は沿道周辺の方々のご理解とご協力を得ながら円滑かつ迅速に実施する必要がありますので、下記に留意して頂きご協力をお願いします。

記

1. 路上駐車にご注意を

夜間から早朝にかけては、車道・歩道を問わず路上駐車はしないで下さい。また障害物(看板やプランタ等)も置かないで下さい。

2. 道路に影響する立木等

民地内の立木等が降雪により道路内に張り出し除雪に支障となると想定される場合、事前に伐採して下さい。

3. 除雪の堆積にご理解を

除雪した雪が家屋前に堆積しご迷惑をおかけすることがありますが、各自で除去をお願いします。特に独居の方がおられます場合、配慮頂きますようお願いいたします。

4. 交差点の除排雪にご協力を

町道の交差点部分には雪の壁を作らないよう作業をしますが、概ね2m未満の道路については作業の迅速化を目的に、関係者の方で交差点部分の除排雪をお願いします。

5. タイヤ交換の呼び掛けを

毎年除雪を行った際、前夜に普通タイヤで立ち往生した自動車が路上放置されて、除雪車が周囲に近づけず雪が路上に残った箇所があり、付近通過の方に迷惑となりました。降雪地域として冬用タイヤの準備を早めに行うように、機会を捉えて地区内での呼び掛けをお願いします。

※ 早朝作業のため、行き届かない面があるかと思われます。皆様のご協力をお願いします。

【担当】 役場地域整備課地域整備室
Tel.36-5568 fax:36-4595

鳥取県東伯郡 北栄町全図

積雪観測箇所図



- ①観測について
降雪に伴い、積雪の状況を観測地点で確認。
- ②確認について
鳥取県雪道情報提供システム「とっとり雪みちNavi」
定点カメラの状況を確認し、①観測を行う。
参考：倉吉市半坂、琴浦町杉地
- ③除雪実施基準について
積雪深約15cm以上で出動指示。
- ④除雪範囲
町内の一部で、③基準に達した場合は、県道を目安に判断します。

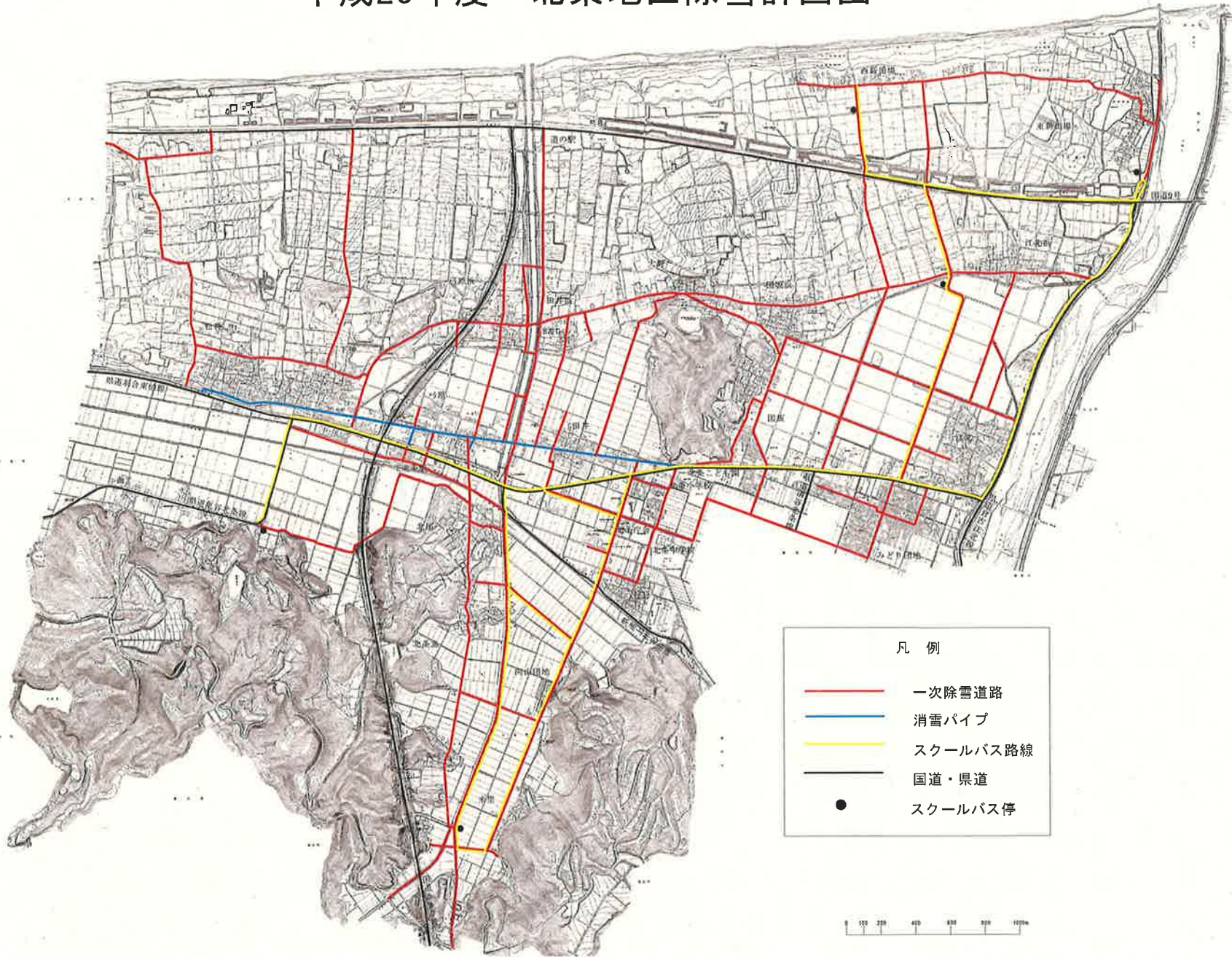
平成十七年十月作成

湯梨浜町

鳥取県北栄町






1:50,000

平成28年度 北条地区除雪計画図



平成28年度 大栄地区除雪計画図



凡 例	
	一次除雪道路
	二次除雪道路
	スクールバス路線
	国道・県道
	スクールバス停

